

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民文化部 市民協働課	
許 認 可 等 名	徳島市新浜交流センター施設利用承諾	
根 拠 法 令	徳島市新浜交流センター条例	
根 拠 条 項	徳島市新浜交流センター条例第5条、第6条、第9条	
連 絡 先	(電話 635-5931 ) 新浜街づくり協議会	
審 査 基 準	基 準	<p>【徳島市新浜交流センター条例】</p> <p>第5条 センターの施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承諾を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による承諾（以下「利用承諾」という。）には、センターの管理上必要な限度において条件を付することができる。</p> <p>第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用承諾をしない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) センターの施設又は設備（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) その他公益上又は管理上適当でないと認められるとき。</p> <p>第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用承諾を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) 第6条各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 施設利用者が第5条第2項の規定により付された条件に違反したとき。</p> <p>(3) 施設利用者が偽りその他不正な手段により利用承諾を受けた事実が明らかになったとき。</p> <p>(4) 施設利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく命令に違反したとき。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (令和 6年 3月 1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 即 日 ～ 5 日 (休日を除く)
	(設定しないものについてはその理由)	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)